

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

（１）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、2要件（①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施）に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に実行されると判断するものとします。

（２）対象農産物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（３）支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

（４）交付単価（令和2年産～4年産まで適用）

（数量払）

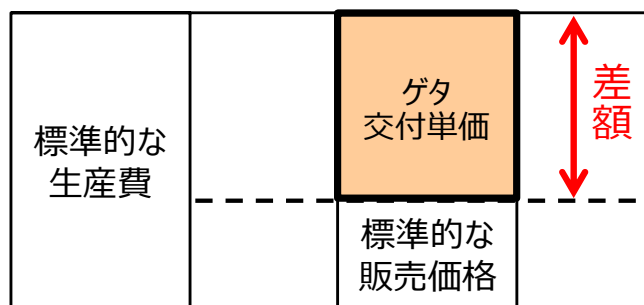
対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg
六条大麦	5,660円/50kg
はだか麦	9,560円/60kg
大豆	9,930円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,840円/t
でん粉原料用 ばれいしょ	13,560円/t
そば	13,170円/45kg
なたね	8,000円/60kg

（面積払）

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

【交付単価のイメージ】



【平均交付単価の算定式】

$$\text{平均交付単価} = \frac{\text{10aあたり生産費（直近3年平均）}}{\text{単収（平均単収（直近7中5平均））}} - \text{販売価格（直近5中3平均）}$$

【数量払と面積払との関係】

